

第 2 次雲南市教育基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 平成 17 年度に策定した雲南市教育基本計画を改訂し、新たな計画を策定するため、第 2 次雲南市教育基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(職務)

第 2 条 策定委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 現行計画の成果と課題の抽出、検証
- (2) 前号を踏まえた今後の振興方策の提案、協議
- (3) その他本市教育の充実のために必要な事項の検討、協議

(委員)

第 3 条 策定委員会は、委員 26 名以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育委員 1 名
- (2) 市立小・中学校長、幼稚園長、保育所長 6 名以内
- (3) P T A 代表 3 名以内
- (4) 社会教育関係者 10 名以内
- (5) 市民代表 3 名以内
- (6) 学識経験者 3 名以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 21 年 7 月 1 日から平成 22 年 3 月 15 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 策定委員会に、委員長 1 名、副委員長 2 名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、策定委員会を代表して会務を総括し、策定委員会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 策定委員会の会議 (以下「会議」という。) は、教育長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会議の運営にあたり、部会を置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 会議に出席した委員に対して報酬、費用弁償を支給する。

(庶務)

第 8 条 策定委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 . この要綱は、平成 2 1 年 5 月 2 6 日から施行する。